

岩国市介護保険指定地域密着型サービス事業所等監査実施要領

第1 目的

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第112条に定めるところにより、介護保険施設等（指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護医療院開設者等」という。）、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護給付等の適正化を図ることを目的とする。

第2 監査方針

監査は、介護保険施設等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、第4の3に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき本市が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、山口県又は本市が、当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

第3 監査対象となる介護保険施設等の選定基準

監査は、次の情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

1 要確認情報

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報
- (2) 本市が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- (3) 山口県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、岩国市地域包括支援センター等へ寄せられる苦情等
- (4) 連合会、他の保険者からの通報情報
- (5) 介護給付費適正化システムの分析等から特異傾向を示す介護保険施設等
- (6) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

2 運営指導における情報

法第23条により本市が指導を行った介護保険施設等又は法第24条により厚生労働省若しくは山口県が指導を行った介護保険施設等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

第4 監査方法等

1 本市に指定権限がある介護保険施設等に対する監査

(1) 実施通知

市長は監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。なお、法第23条により運営指導を実施中に

監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨を通告する。

- ① 監査の根拠規定
- ② 監査の日時及び場所
- ③ 監査担当者
- ④ 監査対象介護保険施設等の出席者
- ⑤ 必要な書類等
- ⑥ 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

(2) 情報提供等

市長は監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての市町村長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

2 指定権限等が山口県にある介護保険施設等に対する本市による監査

(1) 実施通知

上記 1 の(1)に準じる。

(2) 情報提供等

市長は指定又は許可の権限が山口県にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等及び指定介護予防サービス事業者等（以下「山口県指定サービス事業者」という。）について、監査を行う場合、山口県知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。

(3) 山口県への通知

市長は、監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるときは、文書によって山口県知事に通知するものとする。なお、山口県と本市が同時に監査を行っている場合には、省略することができるものとする。

3 行政上の措置

市長が指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等又は指定介護予防支援事業者等（以下「市指定サービス事業者等」という。）に対し行った監査の結果、指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第 5 章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき、行政上の措置をとるものとする。

(1) 勧告

市長は、市指定サービス事業者等に指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合、行政指導として、当該市指定サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができる。

この場合において、当該市指定サービス事業者等が期限内にこれに従わなかったとき、市長はその旨を公表することができるものとする。

なお、勧告した場合は、当該市指定サービス事業者等に対し期限内に文書により改善内容の報告を求めるものとする。

(2) 命令

市長は、前項の勧告を受けた市指定サービス事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、行政処分として、当該市指定サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

当該命令をした場合において、市長は、その旨を公示しなければならない。

なお、命令した場合は、当該市指定サービス事業者等に対し期限内に文書により措置内容の報告を求めるものとする。

(3) 指定の取消し等

市長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第 78 条の 10 各号、第 84 条第 1 項各号、第 115 条の 19 各号若しくは第 115 条の 29 各号のいずれかに該当する場合においては、行政処分として、当該市指定サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力の停止(以下「指定の取消し等」という。)をすることができる。

(4) その他

監査の結果については、文書により通知する。なお、上記(1)から(3)に該当する場合はそれらの通知に代えることができる。また、上記(1)から(3)に該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

4 聴聞等

市長は、監査の結果、当該市指定サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分(以下「取消し処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消し処分等の予定者に対して、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

5 経済上の措置

(1) 不正利得となる返還金の徴収

市長は、勧告又は取消し処分等を行った場合に、当該市指定サービス事業者等が法第 22 条第 3 項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬を受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得として、これを徴収するものとし、合わせて当該支払いに係る他の保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

(2) 返還金の徴収方法

上記(1)の不正利得については、当該市指定サービス事業者等に対し、原則として、法第 22 条第 3 項の規定により、当該返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

第 5 監査にあたっての留意事項

1 山口県との連携等

市長は、市指定サービス事業者等に対し第 4 の 3 「行政上の措置」を行う場合に

は、事前に山口県に情報提供を行うものとし、必要に応じ助言を受けるものとする。

2 厚生労働省への報告

市長は、厚生労働大臣又は山口県知事から法第 197 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく求めがあったときは、監査及び行政措置の実施状況について報告するものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。